

水道企業部庁舎照明 LED 化工事

特 記 仕 様 書

令和6年度

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部

第1 総括事項

本特記仕様書は、印旛郡市広域市町村圏事務組合が発注する「水道企業部庁舎照明 LED 化工事」（以下「本工事」という。）に適用する。

受注者は、本仕様書に示されていない工事の細部については、印旛郡市広域市町村圏事務組合（以下「発注者」という。）と打合せの上、施工するものとする。

1 契約範囲

本工事の施工範囲は、機器の製作、運搬、据付、配線、機器等の設定、試験調整、動作確認、完成図書等の整備まで含むものとする。また、施工により発生する産業廃棄物の処分についても、本工事に含むものとする。

2 工事概要

本工事は、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部庁舎の照明を LED 化するものである。

- (1) 工事名 水道企業部庁舎照明 LED 化工事
- (2) 工事場所 佐倉市宮小路町12番地
- (3) 工期 契約の翌日から令和7年1月31日まで
- (4) 工事範囲 別紙図面のとおり

3 工事期間の遵守

受注者は、工程について発注者と十分な打合せを行い、工期内に全ての工事を終了させること。

4 共通仕様

以下に記載の仕様書等について、契約日における最新版を適用する。

- (1) 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）」
- (2) 「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）」
- (3) 「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編・機械設備工事編）」
- (4) 「建築工事標準詳細図」

5 一般事項

(1) 工事施工疑義

仕様書及び図面に記載されていない事項並びに工事施工中疑義が生じたときは、遅滞なく当組合監督職員（以下「監督職員」という。）と協議し、指示を受けなければならない。

(2) 受注者の費用・負担

受注者は、設計図書（図面・仕様書及び金額を記載しない設計書等）に明示されていないものであっても、工事施工上または、工事目的の維持に欠くことのできない工事に要する費用は負担しなければならない。

(3) 契約の変更

発注者の都合により著しく設計数量を増減し、また予想しがたい事由により原設計に大きな影響があった場合は両者の協議により変更できる。

(4) 損害賠償等

受注者は、工事のため第三者に損害を与えぬよう施工することはもちろんのこと、損害を与えた場合はその責を負わなければならない。

(5) 契約不適合責任期間

本工事の契約不適合責任期間については、建設工事請負契約書に基づくものとし、この間の故障もしくは欠陥について受注者は速やかに原因を調査すること。

また、原因が本工事に起因する場合は、交換または修理しなければならない。この場合、費用については受注者の負担とする。その他、当組合の規定による。

6 提出書類

受注者は、以下の提出書類について、指定された期日までに提出し、監督職員の承認を得ること。

なお、様式については監督職員が指示するものとする。

契約後			
1	工事着手届	契約後 7 日以内	1 部
2	主任技術者等選任通知書	契約後 7 日以内	1 部
	(経歴書、資格証の写しまたは、実務経験証明書及び当該企業との直接かつ恒常的な雇用関係であることを証する書面の写しを添付すること。)		
3	工程表	契約後 14 日以内	1 部
4	工事保険等の契約書の写し	契約後 30 日以内	1 部
	(保険加入期間は原則として工事着工の時とし、その終期は工事完成期日後 14 日として契約すること。)		
5	施工計画書	契約後 30 日以内(原則)	1 部
6	建設副産物処理承認申請書	施工計画書に添付	1 部
7	下請業者選定通知書	契約後 30 日以内(原則)	1 部
8	施工体制台帳・施工体系図 健康保険・厚生年金保険・雇用保険確認書類	契約後 30 日以内(原則)	1 部
9	労災保険加入済証の写し	現場着手前	1 部
工事着手後			
10	工事打合簿	必要のつど	2 部
11	材料承諾願	必要のつど	2 部
12	材料確認願	必要のつど	2 部

13	確認・立会願	必要のつど	2部
14	工事履行報告書	必要のつど	2部
15	安全訓練等実施状況報告書	必要のつど	1部
16	工事日報	必要のつど	1部
工事完成時			
17	工事完成通知書		1部
18	工事目的物引渡申出書		1部
19	請求書		1部
20	建設副産物処理調書（受入伝票、写真、マニフェスト等写し添付）		1部
21	工事完成報告書（A4版）		1部
22	工事記録写真帳（A4版）		1部
23	工事完成報告書等電子ファイルCD-R（閲覧ソフト含む。）		1枚
その他			
24	必要に応じて監督職員が指示したもの		

7 仕様書の解釈

本仕様書に定めのない事項、施工に当たり本仕様書によることが困難または不都合な場合、疑義がある場合は、発注者及び受注者の両者で協議を行うものとし、受注者はその都度工事打合簿を作成し提出するものとする。

8 主任技術者等

2級電気工事施工管理技士又は第1種電気工事士の資格を有する者を本工事に主任技術者として配置すること。

9 作業員の資格

施工に当たり、資格を必要とする工事については、あらかじめ作業員名簿及び免許等の写しを提出の上、有資格者が行うこと。

10 施工条件

- (1) 施工に当たり、現地調査を十分に実施すること。現地調査は発注者と協議の上、実施すること。
- (2) 庁舎及び什器等に損傷がないよう受注者の負担により適切に養生すること。万一、損傷が生じた場合には、速やかに発注者に報告するとともに、発注者の指示のもと受注者の責任において処理すること。
- (3) 作業足場は受注者の負担とし、法令等に基づき適切に設置、管理及び使用すること。
- (4) 作業は、発注者の閉庁日の午前8時30分から午後5時15分までに行うことを基本

とし、それ以外の時間に作業を行う場合は事前に発注者の承諾を得ること。

- (5) 照明更新作業の際は、養生を適宜実施すること。
- (6) 備品類の落下防止措置及び汚れ等が付着しないよう養生すること。

11 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 受注者が工事施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に登載された者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

12 施工体制台帳

- (1) 受注者は、その一部を下請負に付したときは、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業建設工事適正化指導要綱に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。
- (2) 第1項の受注者は、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業建設工事適正化指導要綱に基づき、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。
- (3) 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督職員に提出しなければならない。

13 法令等の遵守

受注者は、施工に当たり当該工事に関係する諸法規等を遵守すること。

14 安全衛生管理

- (1) 作業員、組合職員に対して安全を確保した上で施工すること。
- (2) 工事現場（廃棄物保管場所を含む）は、常に整理整頓を行うこと。
- (3) 作業時の騒音及び公害の発生に十分に留意すること。
- (4) 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全を最優先にするとともに、二次災害の防止に努めること。

15 建設副産物

- (1) 受注者は、建設副産物の取り扱いにあたっては、「千葉県建設リサイクル推進計画2016」、「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」、「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の適正な処理及び再生資材の利用を図らなければならない。

- (2) 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「建設副産物適正処理推進要綱」等を遵守しなければならない。

16 適用規格及び基準

本仕様書に記載されていない事項については、下記の標準規格に基づくものとする。

- (1) 日本産業規格 (JIS)
- (2) 電気用品安全法
- (3) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (4) 労働安全衛生法

17 その他

- (1) 導入する LED 照明の製造メーカーは、国内で販売の実績が 10 年以上あるものから採用すること。
- (2) 品質マネジメントシステム ISO9001 及び環境マネジメントシステム ISO14001 を取得した工場にて製造された製品であること。
- (3) ショップオリジナル製品、中古品、事故品、展示品及び新古品を使用することは認めない。
- (4) 導入する LED 照明は、製品化されており、かつ製造及び販売が継続中であること。
- (5) 導入する LED 照明が他者の知的財産権を侵害していないこと。
- (6) 導入する LED 照明の製造者が確認できる出荷証明書の写しを提出すること。
- (7) 環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務の調達を総合的かつ計画的に推進するため、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和 5 (2023) 年 12 月) によるものとする。

第2 工事仕様

1 工事仕様

- (1) 印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部庁舎の照明をLED化し、電灯スイッチ等も更新する。詳細な更新機器は別紙器具一覧表及び図面参照。
- (2) 撤去した照明機器（照明器具及び蛍光灯）及びスイッチは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」その他関係法令を遵守の上、受注者が適正に処分するものとする。処分数及び引渡数は以下のとおり。

天井用照明（蛍光灯含む）	処分数	電灯スイッチ等	処分数
FL40形2灯相当	37台	片切りスイッチ(埋込含む)	4個
FL40形1灯相当	6台	3路スイッチ（埋込含む）	3個
FL20形1灯相当	7台	埋込ダブルスイッチ （3路スイッチ1個を含む）	1個
FL40形6灯相当	4台	埋込ダブルスイッチ （電灯及び換気扇）	7個
FCL40形+30形相当	2台	スイッチユニット （12スイッチ）	1個
FL40形3灯相当	4台	一括スイッチ	2個
		ダブルスイッチ	1個

2 納入機器仕様

本工事にて納入する機器は、以下の仕様を満たすものとする。

総括事項

項目	内容
ちらつき対策	電気用品安全法の「技術基準解釈 別表第八 86の6の2：エル・イー・ディー・ランプ」イ構造（二）の技術基準を遵守すること。 （光出力はちらつきを感じないものであること）
ノイズ対策	電気用品安全法に基づく基準をクリアすること。

3 照明機器等

(1) 機器仕様

器具一覧表参照

(2) 現地試験

ア 照度測定は施工前、施工後の日没後に測定する。

イ 絶縁測定は施工前、施工後に分電盤の分岐回路ごとに行い、施工によって絶縁劣化のないことを確認すること。

第3 安全対策

1 安全・訓練等の実施

受注者は、本工事着手後、作業員全員の参加により、月当り半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 本工事内容の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) 本工事における災害対策訓練
- (5) 本工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

2 安全・訓練等に関する施工計画書の作成

受注者は、本工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督職員に提出しなければならない。

3 安全・訓練等の実施状況報告

受注者は、安全・訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

建設副産物特記仕様書

1. 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提出し確認を受けること。

- 3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票の写しを提出すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提出すること。

施工条件の明示

明示項目	明 示 事 項
工 程 関 係	1. 本工事の工期は令和7年1月31日とする。 2. 本工事での作業は、閉庁日を行うことを基本とする。
公 害 対 策 関 係	1. 資材等の搬入・搬出に際し、騒音、振動、塵芥等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。
安 全 対 策 関 係	1. 労働安全衛生法を遵守すること。 2. 作業に当たっては、重量物を取り扱う作業なので、十分に安全を確認すること。 3. 工事対象設備の構造及び危険性を熟知し、作業の際には人身の安全確保を重視し施工すること。
工 事 用 道 路 関 係	1. 本工事場所への資材等の搬入・搬出に際し、通行に十分留意すること。また、事前に資機材の搬入経路を確認すること。 2. 過積載による違法運行の防止対策について、施工計画書に記載すること。
建 設 副 産 物 関 係	1. 本特記仕様書に従い、適正に処理すること。

器具一覽表

工事名称	水道企業部庁舎照明 LED 化工事
工事場所	佐倉市宮小路町 1 2 番地

部屋名	施工内容	ランプW数×灯数	台数	備 考 (想定品番等)
事 務 室	器具交換	F L 4 0 × 2	37 台	LSS10-4-65
会 議 室	器具交換	F L 4 0 × 6	4 台	
応 接 室	器具交換	F L 4 0 × 3	2 台	LRS20-4-65
西側書庫	器具交換	F L 4 0 × 3	2 台	LRS20-4-65
給 湯 室	器具交換	F L 4 0 × 1	1 台	LSS9MP/RP-4-30
通 路	器具交換	F L 2 0 × 1	5 台	LSS9-2-30
男子トイレ	器具交換	F L 2 0 × 1	2 台	LSS9-2-30
玄 関	器具交換	F C L 4 0 + 3 0	2 台	LSS15-4-80
旧機械室	器具交換	F L 4 0 × 1	2 台	LSS9-4-30
東側出入口	器具交換	F L 4 0 × 1	1 台	LSS9-4-30
東側書庫	器具交換	F L 4 0 × 1	2 台	LSS9-4-30

部屋名	施工内容	スイッチの種類等	個数	備考
事務室出入口 (北側)	スイッチ交換	スイッチユニット (12 スイッチ)	1	
東側書庫	スイッチ交換	埋込片切スイッチ	1	
旧機械室	スイッチ交換	片切スイッチ	1	
東側出入口	スイッチ交換	一括スイッチ	1	
東側出入口	スイッチ交換	ダブルスイッチ	1	
南側通路	スイッチ交換	3路スイッチ	1	
西側通路 (出入口側)	スイッチ交換	埋込ダブルスイッチ (3路スイッチを含む)	1	
西側通路 (出入口側)	スイッチ交換	一括スイッチ	1	
西側通路 (事務室側)	スイッチ交換	埋込3路スイッチ	1	
会議室	スイッチ交換	埋込ダブルスイッチ (電灯及び換気扇)	2	
西側書庫	スイッチ交換	埋込ダブルスイッチ (電灯及び換気扇)	1	
応接室	スイッチ交換	埋込ダブルスイッチ (電灯及び換気扇)	1	
北側通路	スイッチ交換	埋込3路スイッチ	1	
給湯室	スイッチ交換	埋込片切スイッチ	1	
東側通路	スイッチ交換	埋込片切スイッチ	1	
女子更衣室	スイッチ交換	埋込ダブルスイッチ (電灯及び換気扇)	1	
女子トイレ	スイッチ交換	埋込ダブルスイッチ (電灯及び換気扇)	1	
男子トイレ	スイッチ交換	埋込ダブルスイッチ (電灯及び換気扇)	1	